

公立大学法人滋賀県立大学広報委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 73 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学広報委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学の広報活動に関する事項
- (2) 各部局における広報活動の調整に関する事項
- (3) その他広報活動に付随する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 広報を所掌する理事
- (2) 各学科ごとに教員のうちから1人
- (3) 事務局次長
- (4) 事務局長が指名する事務局職員1人

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、広報を所掌する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学広報委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第3号または第4号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第3号または第4号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に改正前の公立大学法人滋賀県立大学広報委員会規程第3条第1項第3号または第4号の委員であった者の任期は、同規程第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第5条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第3条、第9条関係）